平成２２年（フ）第１３２５号
神戸市垂水区千鳥が丘２丁目５番15号
債務者　椎﨑　正一
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３５２号
神戸市兵庫区永沢町４丁目２番11号グリーンヒル105号、従前の住所神戸市兵庫区永沢町４丁目２番11号グリーンヒル103号
債務者　喫茶れあこと　太田八重子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６１号
奈良県五條市五條４丁目７番８号
債務者　新納　美和（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第１５４号
香川県丸亀市郡家町2863番地16
債務者　大久保周一
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第５８９号
大分市大字森町532番地の１　美鈴ハイツ306
債務者　姫野　昌子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６８号
秋田県能代市万町５番９－６号
債務者　大山　和子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第４７９号
奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｅ10―306号
債務者　下島　　忍
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４９１号
奈良市桂木町16番402号
債務者　津曲　央子（旧姓梅本）
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５６７号
奈良市東九条町792番地　22―107号
債務者　北村　　功
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５７４号
奈良県大和郡山市小泉町977番地　アスカ21・214号室
債務者　石本　郁夫
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１４６号
鹿児島県鹿屋市今坂町12435番地７
債務者　今村　里子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１４７号
鹿児島県鹿屋市西原２丁目39番31号、旧住所鹿児島県鹿屋市古江町912番地
債務者　領木　眞人
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第２８４号
神奈川県横須賀市森崎２丁目３番17号　コーポさいか101
債務者　田浦　博史
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１６７号
広島県福山市新涯町１丁目13番41号
債務者　池田　睦夫
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３０２号
広島県福山市駅家町大字弥生ヶ丘10番地2955―303、旧住所広島県福山市西新涯町１丁目21番17号
債務者　川元　時江
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３１０号
広島県福山市神辺町大字新湯野10番地10　ベルハイム202、旧住所広島県福山市神辺町大字川南513番地２　事業団宿舎１の204号
債務者　田口由紀子（旧姓増成）
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３１２号
広島県福山市駅家町大字万能倉1042番地14
債務者　小板　和幸
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３１８号
広島県福山市川口町４丁目７番22号、旧住所広島県福山市曙町２丁目14番16－６号
債務者　甲斐　理咲
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係